

長野広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成25年9月26日

長野広域連合監査委員	鈴木 栄 一
同	寺 島 渉

## 第1 監査の対象及び期日

監査の対象及び期日は、次表のとおりである。

月 日	対 象
8月20日	久米路荘、信州新町デイサービスセンター
	養護・特養松寿荘、若槻デイサービスセンター
8月21日	豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター、 戸隠在宅介護支援センター
	矢筒荘
	小布施荘
8月22日	はにしな寮
	杏寿荘
	須坂荘
8月26日	総務課、福祉課、環境推進課、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局

## 第2 監査の方法

平成24年度、平成25年度の財務に関する事務の執行が関係法令にのっとり適正かつ効果的に行われているか、また、予算の執行等が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、全所属を対象にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から説明聴取を実施するとともに、監査重点項目及び監査項目を設定し、関係書類の監査を実施した。

### 【監査重点項目】

- 1 介護報酬の収入に関する事務
- 2 利用者預かり金に関する事務

### 【監査項目】

- 1 収入に関する事務
- 2 支出に関する事務
- 3 契約に関する事務
- 4 財産管理に関する事務
- 5 施設内外の整備に関する事務

## 第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。  
改善を要する事例については、次のとおりである。

## 1 収入に関する事務

- (1) 「現金受領日計総括表」への記載事項について、生活相談員が記載すべき利用者氏名及び請求書兼領収書発行ナンバーを現金取扱員が記載している事例が見受けられた。施設利用者からの現金による収納については、複数職員でチェックする体制を築き、手続きを行うよう改善されたい。

【小布施荘】

- (2) 「現金受領日計総括表」への記載事項について、現金取扱員が記載すべき「施設利用日数の確認欄」への記載がされていない事例が散見された。施設利用者からの現金による収納については、複数職員においてチェック体制を築き、内容の記載は確実にを行うよう改善されたい。

【戸隠中央デイサービスセンター】

## 2 支出に関する事務

- (1) 旅行命令書の決裁権者が誤っていた。長野広域連合事務専決規程に基づき適正な事務処理をされたい。

【事務局環境推進課、はにしな寮】

- (2) 旅行命令書の「出勤簿整理印」欄に出勤簿へ「旅行」と記入した担当職員の押印がない事例が散見された。旅費の手引きに基づき適正な事務処理をされたい。

【久米路荘、信州新町デイサービスセンター】

- (3) 旅行復命書について、宿泊を伴う旅行で事務局長へ文書により復命されていない事例が見受けられた。また、宿泊を伴わない旅行で旅行命令権者まで復命されていない事例が見受けられた。

旅費の手引きに基づき適正な事務処理をされたい。

【事務局総務課、はにしな寮、須坂荘】

## 3 施設内外の整備に関する事務

施設敷地内に建築基準法第2条第6号に規定する防火措置の対象となるプレハブ倉庫が散見された。

法の趣旨に基づき建築物間の延焼を抑制するための対策を講じられたい。

【小布施荘を除く全老人福祉施設】

※建築基準法第2条第6号・・・同一敷地内の2以上の建物間の延焼を抑制するため、本体建物から一定の範囲内(1階の場合6メートル以内)設置されている建築物について防火措置を講じる。